

(別紙 7)

大阪市建築基準法施行条例の定め

1 条 (趣旨)

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）の施行について、別に定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

2 条 (定義)

この条例における用語の意義は、法及び法に基づく命令の例による。

3 条 (略)

3 条の 2 (耐火建築物等としなければならない建築物)

法第 53 条第 1 項第 2 号の規定により建築物の建ぺい率の限度が 10 分の 8 とされている地域（防火地域を除く。以下「対象地域」という。）内の建築物で次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める構造としなければならない。ただし、法第 61 条各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。

(1) 建ぺい率が 10 分の 6（法第 53 条第 3 項第 2 号に該当する建築物にあっては、10 分の 7。次号において同じ。）を超え、かつ、延べ面積が 500 平方メートルを超える建築物 耐火建築物

(2) 建ぺい率が 10 分の 6 を超え、かつ、延べ面積が 500 平方メートル以下の建築物 耐火建築物、準耐火建築物又は法第 62 条第 1 項の政令で定める技術的基準に適合する建築物

2 建築物の敷地が対象地域の内外にわたる場合（建築物の全部が対象地域内にあるときに限る。）における当該建築物に対する前項の規定の適用については、同項第 1 号中「10 分の 6（法第 53 条第 3 項第 2 号」とあるのは「、10 分の 6 に対象地域内にある敷地の部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たもの及び法第 53 条第 1 項の規定による対象地域外の地域内の建築物の建ぺい率の限度（当該対象地域外の地域内にある敷地の部分の全部が防火地域（同項第 2 号の

規定による建築物の建ぺい率の限度が10分の8とされている地域に限る。以下「特定防火地域」という。)である場合にあっては、10分の6、当該対象地域外の地域内にある敷地の部分が同項の規定による建築物の建ぺい率に関する制限を受ける地域(特定防火地域を除く。)又は区域の2以上にわたる場合にあっては、同条第2項の規定の例により算出した建築物の建ぺい率の限度、当該対象地域外の地域内にある敷地の部分が特定防火地域及び同条第1項の規定による建築物の建ぺい率に関する制限を受ける地域(特定防火地域を除く。)又は区域にわたる場合にあっては、特定防火地域内の建築物の建ぺい率の限度を10分の6として同条第2項の規定の例により算出した建築物の建ぺい率の限度)に対象地域外の地域内にある敷地の部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計(同条第3項第2号)と、「10分の7。次号において同じ」とあるのは「当該合計に10分の1を加えた数値。以下「算出数値」という」と、同項第2号中「10分の6」とあるのは「算出数値」とする。

(以下略)